

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第20条に基づく情報公表

2024年(令和6年)6月12日

社会福祉法人 県央福祉会

1.女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

① 採用した労働者に占める女性労働者の割合

(付記) 集計期間は、2023年4月1日
～2024年3月31日

区分	割合
常勤	62.1%
非常勤	78.5%
嘱託	45.8%

② 管理職に占める女性労働者の割合 28.8%

(付記) 2024年3月31日時点

③ 男女の賃金の差異

(付記)

・ 集計期間は、2023年4月1日
～2024年3月31日

・ 正規：常勤

非正規：非常勤、嘱託

・ 賃金の範囲：通勤手当や賞与も含む総支払額

・ 育児短時間勤務、非常勤、嘱託については、常勤の所定労働時間(1日8時間)で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出

・ 初任格付、昇給基準等処遇において男女の差はありません。

区分	男性の賃金に対する 女性の賃金の割合
全労働者	77.4%
正規雇用労働者	82.5%
非正規雇用労働者	96.2%

2.職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

① 男女の平均継続勤務年数の差異

(付記) 2024年3月31日時点

区分	男性	女性
常勤	10年4か月	7年6か月
非常勤	10年2か月	9年10か月
嘱託	10年7か月	10年9か月

② 労働者の一月当たりの平均残業時間

(付記) 集計期間は、2023年4月1日
～2024年3月31日

区分	平均残業時間
一般労働者	8時間28分
短時間労働者	37分
管理監督者等	26時間24分